

ひとり親家庭等の支援について

吹田市児童部子育て給付課
令和6年（2024年）4月1日



目次

1. 手当について
2. 医療費助成について
3. ひとり親家庭支援施策について





1. 手当について

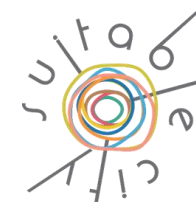


(1) 児童手当

家庭における生活の安定、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に役立つことを目的として支給します。

- ① 対象者： 中学校修了前の児童を養育する者
- ② 支給日： 年3回（6月・10月・2月）の15日 ※土日、祝日の場合は直前の金融機関営業日
- ③ 支給額： 下表のとおり

0歳から3歳未満	月額 15,000 円
3歳から小学校修了前（第1子・2子）	月額 10,000 円
3歳から小学校修了前（第3子以降）	月額 15,000 円
中学生	月額 10,000 円
所得制限限度額以上で所得上限限度額未満 例：給与収入960万円（税扶養人数3人）	月額 5,000 円
所得上限限度額以上 例：給与収入1,200万円（税扶養人数3人）	支給なし



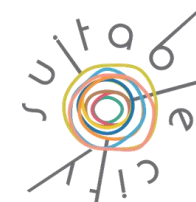
(2) 児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で、ひとり親世帯となった家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として支給します。

- ① 対象者： 18歳年度末までの児童を監護・養育しているひとり親家庭の親又は養育者
- ② 支給日： 年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）の11日
※土日、祝日の場合は直前の金融機関営業日
- ③ 支給額： 下記のとおり ※ 所得制限あり

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	45,500 円	45,490 円 ~ 10,740 円
2人目	10,750 円を加算	10,740 円 ~ 5,380 円
3人以降	1人増える毎に 6,450 円を加算	6,440 円 ~ 3,230 円

手当の額は、物価スライド制の適用で毎年4月に見直しがあります。



(3) 遺児手当・交通遺児手当

両親を失った児童、交通事故により保護者を失った児童について手当を支給することにより、残された児童の福祉の増進を図ります。

① 対象者（市内在住者）

ア 遺児手当

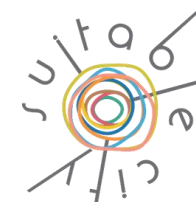
両親を失った（生死不明・重度の障がいを含む）義務教育終了前の児童を養育している方

イ 交通遺児手当

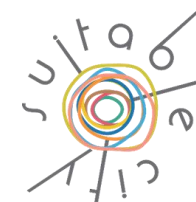
交通事故により、父又は母を失った（重度の障がいを含む）義務教育終了前の児童を養育している方

② 支給月： 年2回（9月・3月）

③ 支給額： ア、イともに遺児一人につき 月額 8,100円（所得制限あり）



 2. 医療費助成について



(1) 子ども医療費助成制度

保護者の経済的負担を軽減することにより、子供の保健の向上に寄与するとともに、その健全な成長と福祉の増進を図ります。

① 対象者

市内に在住し、健康保険の資格のある18歳到達年度末までの児童

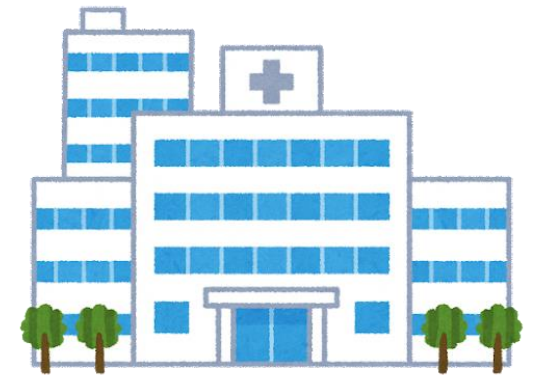
② 助成内容

保険診療の自己負担分から一部自己負担額を差し引いた額を助成
院外処方箋による薬代については全額を助成

※ 一部自己負担額は医療機関ごとに1日につき500円
支払額が500円未満の場合は、その額が一部自己負担額となります。

※ 同じ月に同じ医療機関で、入院及び通院に係る療養を受けた場合は、
それぞれ月2日を限度として、一部自己負担額が必要

※ 同じ月における一部自己負担額の支払限度額は、児童1人につき2,500円



(2) ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成を図ります。

① 対象者

18歳到達年度末までの児童とその児童を監護・養育しているひとり親家庭の親等

② 助成内容

保険診療の自己負担分から一部自己負担額を差し引いた額を助成
院外処方箋による薬代については全額を助成

※ 助成には所得制限があります

※ 一部自己負担額は医療機関ごとに1日につき500円

支払額が500円未満の場合は、その額が一部自己負担額となります。

※ 同じ月に同じ医療機関で、入院及び通院に係る療養を受けた場合は、それぞれ月2日を限度として、一部自己負担額が必要

※ 同じ月における一部自己負担額の支払限度額は、対象者1人につき2,500円





3. ひとり親支援施策について



(1) ひとり親家庭相談

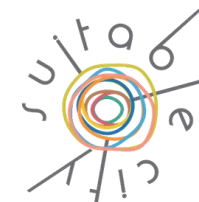
ひとり親家庭の生活上の悩みや相談、離婚前の相談、母子父子寡婦福祉資金の貸付や、自立に向けての助言や情報提供を行います。

相談受付時間：午前9時30分～午後5時30分 ※予約優先
(土日祝及び12/29～1/3を除く)

相談には、母子・父子自立支援員が応じます。

例えば…

- 生活の悩みの相談
- 子供の進学費用の相談
- 離婚前の相談 など



(2) ひとり親家庭就業相談

ひとり親家庭の母及び父の就業の機会の拡大を図るため、就業支援専門員が就業に向けての助言や情報提供を行います。

相談受付時間：午前9時30分～午後5時30分 ※予約優先
(土日祝及び12/29～1/3を除く)

相談には、就業支援専門員が応じます。

- 就職や転職の支援
- 資格取得等の情報提供
- その他就業に係る相談 など

安定して働ける
仕事を探したい

今まで働いていなかったなので、
仕事探しが難しくくて…

資格を取って
ステップアップ
したい！

いっしょに考えて
いきましょう！



(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立を図るため、子供の修学や母親または父親自身の技能習得のための資金などについて、必要かつ償還可能であると認められる範囲で貸付を受けることができる制度です。

- 修学資金
お子さんの進学先の授業料等に充てる貸付
 - 就学支度資金
お子さんの進学先の入学金等に充てる貸付
- etc…

◆貸付を受けるためには、事前相談が必要になります。その際、貸付制度の説明や、貸付の必要性と償還能力の判断のため、家庭状況や経済的状况などを聞き取りさせていただきます。相談は予約者優先です。子育て給付課ひとり親家庭支援担当まで予約の電話をお願いします。



(4) ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭の父、母又はひとり暮らしの寡婦の方が、自立のための修業や就職活動、病気などの事由により、日常生活を営むのに支障が生じているときに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事や育児などの支援を行います。

利用の例

(1) 一時的な生活急変

- 骨折をしてしまい、掃除等家事の補助が必要
- 資格を取るための通学の都合でお子さんの保育園の送迎をしてほしい

(2) 仕事の都合での定期的な利用

- 残業や休日出勤の時に、お子さんの保育園の送迎と、自分の帰宅までの見守りをしてほしい
- ※所定内労働時間は利用不可

※利用する場合は事前に相談が必要です



(5) ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター 利用料の助成

ひとり親家庭の就労の支援と育児に係る経済的負担の軽減を図るため、すいたファミリー・サポート・センター相互援助活動を利用するひとり親家庭の方に、援助会員に支払った報酬（利用料）の一部を助成します。

ファミリー・サポート・センターの利用については、
下記アドレスから御確認ください。（吹田市HP）

<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018257/1020175/1006294.html>

お問合せ・お申込み先
すいたファミリー・サポート・センター事務局
TEL：06-6816-8500



(6) 養育費に関する支援

(1) 養育費に係る公正証書等作成支援

20歳未満の児童を養育するひとり親の方に、養育費の取決めのための公正証書作成や調停等に要した費用の一部を補助します。

また、養育費の取決めに必要な手続きを行うために、家庭裁判所等へ母子・父子自立支援員が同行します。

(2) 養育費・親子交流（面会交流）の専門相談

離婚や別居に伴う子供のための養育費のこと、離れて暮らす親との親子交流（面会交流）について、専門相談員が相談に応じます。

相談日 毎月第3木曜日（ただし、第3木曜日が祝日の場合は第2木曜日）

時間 13時～16時（1回60分・1日3組まで）

相談員 元家庭裁判所調査官・家庭問題専門相談員等

※事前予約が必要です



(6) 養育費に関する支援（続き）

(3) 養育費確保のための強制執行申立の支援

ひとり親の方を対象に養育費支払いの継続した履行確保を図ることを目的として、養育費確保のための強制執行申立費用の一部を補助します。

※補助を受けるには養育費についての債務名義等（債権の存在及び範囲を公的に証明する書類）が必要となります。この他にも要件がありますので、まずは、子育て給付課に事前相談をお願いします。



ひとり親家庭等支援についての説明は以上です。

心配事など一人で抱えていませんか？

ひとりで悩まず、まずは御相談ください。

◆ひとり親家庭相談などについて

TEL：06-6384-1471

メール：kosodate_hok@city.suita.osaka.jp

◆手当・医療費助成などについて

TEL：06-6384-1470

メール：ko_teate@city.suita.osaka.jp

